

## 確 約 書

ANA ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式1,500株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 東京都港区東新橋一丁目5番2号  
ANA ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 片野坂 真哉



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

TOTO株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式250株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号  
TOTO株式会社  
代表取締役 社長執行役員 清田 徳明



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社安川電機（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式250株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号  
株式会社安川電機  
代表取締役社長 小笠原 浩



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

宜本興産株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種類株式185株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市若松区南二島二丁目22番11号  
宜本興産株式会社  
代表取締役 宜本 正夫



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社ワールドホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式100株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号  
株式会社ワールドホールディングス  
代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉

乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治

## 確 約 書

第一交通産業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式50株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号  
第一交通産業株式会社  
代表取締役社長 田中 亮一郎



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社ハローデイ（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式50株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市小倉南区徳力3-6-16  
株式会社ハローデイ  
代表取締役社長 加治 敬通



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社ヤナイ（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式50株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市門司区白野江5-2-0番地  
株式会社ヤナイ  
代表取締役社長 進藤 英明



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

西日本鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式30株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 社長執行役員 倉富 純男



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社九電工（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式10株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県福岡市南区那の川一丁目23番35号  
株式会社九電工  
代表取締役社長 佐藤 尚文



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

西部瓦斯株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式10株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡市博多区千代一丁目17番1号  
西部瓦斯株式会社  
代表取締役社長 道永 幸典



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

株式会社サンリブ（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式10株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
株式会社サンリブ  
代表取締役社長 菊池 毅



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治



## 確 約 書

シャボン玉石けん株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スターフライヤー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年3月9日割当予定の乙発行のB種種類株式5株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2021年3月9日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月8日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年3月9日

甲 福岡県北九州市若松区南二島2-23-1  
シャボン玉石けん株式会社  
代表取締役社長 森田 隼人



乙 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番  
北九州空港スターフライヤー本社ビル  
株式会社スターフライヤー  
代表取締役 社長執行役員 白水 政治

